

京都大学理学研究科セミナーハウス使用規則

(平成21年3月12日教授会制定)

(平成23年7月21日教授会一部改正)

(平成28年7月21日教授会一部改正)

(令和2年2月20日研究科長裁定改正)

(目的)

第1 この規則は、京都大学理学研究科セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）の使用その他に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2 セミナーハウスの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、セミナーハウス管理運営委員会委員長（以下、「委員長」という）が特に必要と認めたとき、委員長は理学研究科長（以下、「研究科長」という）の承認の下、その時間を延長又は短縮することがある。

(休館日)

第3 セミナーハウスの休館日は、12月28日から翌年1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認めたとき、委員長は研究科長の承認の下、臨時に休館又は開館することがある。

(使用)

第4 セミナーハウスを使用できる者と会合については表1の通りとする。

(使用申請)

第5 使用の申請は、使用しようとする日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）の前日までに、所定の使用申請書を委員長宛に提出しなければならない。

2 使用の申請受付を開始する日については表2の通りとする。

3 小セミナー室のみの使用については表3の通りとする。

4 申請書の受付事務は、理学研究科総務企画掛とする。

(平成27.7.8裁・一部改正)

(使用許可書の交付)

第6 委員長は、使用許可をしたとき、所定の使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

2 委員長は、前項の許可書の交付時に、指定施設の使用に関する注意事項を通知するものとする。

(使用責任者の責務)

第7 使用責任者は、当該指定施設の使用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設及びその設備、備品等の保全に努めること。

(2) 使用前の現状に復帰すること。

- (3) 使用を許可された目的以外に使用しないこと。
- (4) 使用を許可された施設、設備、備品等を他の者に転貸しないこと。
- (5) 清掃・整頓に心がけること。
- (6) その他委員長が指示する事項を遵守すること。

(施設使用料)

第8 学外者に対し施設を一時貸付する場合は、京都大学土地・建物一時貸付要領の規定に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認めたとき、研究科長の承認の下、学外者に対し施設を無償貸与することがある。

表1 使用者と集会の 카테고리

1. 理学研究科の主催する学術集会(セミナー、ワークショップ、特別講義、講習会等を含む。以下同じ)
2. 理学研究科の各専攻・施設・事務部が主催する学術集会
3. 理学研究科の構成員(教員または職員)が、主催する、又は実行委員長等に就任した団体が主催する学術集会
4. 理学研究科の主催する学術集会以外の集会(懇親会など、以下同じ)
5. 理学研究科の各専攻・施設・事務部が主催する学術集会以外の集会
6. その他、委員長が研究科長の承認の下、特別に許可する集会

なお、学術集会に付随する懇親会は学術集会の一部とみなす。

表2 使用受付開始日

1. 表1における使用者と集会の 카테고리(1)については、使用当日の1年前。
2. 同上 카테고리(2)については、使用当日の1年前。
3. 同上 카테고리(3)については、使用当日の1年前。
4. 同上 카테고리(4)については、使用当日の6ヶ月前。
5. 同上 카테고리(5)については、使用当日の6ヶ月前。
6. 同上 카테고리(6)については、使用当日の5ヶ月前。

表3 小セミナー室のみの使用

1. 小セミナー室のみの使用受付開始日は、使用当日の1年前より認める。
2. セメスター内での定期的使用を認める。但し、大ホールが使用されるときは、小セミナー室についても大ホール使用者に優先権がある。
3. セミナー室の定期使用は、講義時間の区分に従い、1限(90分)に限り許可する。
4. 前項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認めた場合は、委員長は研究科長の承認の下、その時間を延長又は短縮することがある。